

組織機構及び支所の取扱いについて

組織機構及び支所の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年4月13日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

組織機構及び支所の取扱い

- 1 現在の長岡市役所を本庁とし、町村役場をその行政区域を所管する支所とする。
- 2 新市の組織機構の整備については、次の事項を基本として整備する。
 - (1) 住民サービスの低下をきたさないこと。
 - (2) 既存庁舎等を活用すること。
 - (3) 合併のメリットを発揮できること。
 - (4) 新しい時代に適切・弾力的・効率的に対応できる柔軟なものであること。
 - (5) 住民の声を的確に反映すること。
 - (6) 住民が利用しやすく、分かりやすいこと。
 - (7) 指揮命令系統、責任の所在が明確であること。
 - (8) 地域の特性を生かし、地域振興に対応できること。
- 3 組織機構は、段階的に再編、見直しを行うものとする。
- 4 各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。
- 5 附属機関等は、原則として合併時に統合するものとする。